

大阪府(改定)

大阪府における部活動等の在り方に関する方針【概要】

～子どもたちの多様な活動機会の確保と学校の働き方改革の実現をめざして～



背景

- 平成31年2月 大阪府部活動の在り方に関する方針（府教委）
- 令和4年12月 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）



- 府内全体の地域移行が進むよう、関係者と検討会議を設置
(令和5年5月)
 - ・中学校部活動の地域への移行の在り方等を検討

«はじめに・本方針改定の趣旨等»

- 大阪府においても、少子化が進行する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは困難であり、教員が部活動顧問を務める指導体制の継続も、学校の働き方改革が進む中、一層厳しい状況。
- このような中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし府の考え方を示す。
- 学校部活動の教育的意義や役割を、地域クラブ活動においても継承・発展させつつ、地域のスポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要。
- 本方針は、義務教育である中学校の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。（「I 学校部活動」は高等学校にも適用）

II 新たな地域クラブ活動

new

◆ 地域クラブ活動の位置づけと活動にあたって遵守すべき事項

中学校における部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により学校部活動を地域移行し、新たな地域クラブ活動により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場の確保を進めるもの。

«概要»

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による適切な運営及び充実
- 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制整備と責任主体の明確化
- 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、人材バンクの整備、意欲ある教員等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野に親しむ機会など、生徒の志向や体力等の状況に適したプログラム等も確保
- 休養日・活動時間：「I 学校部活動」に準じた設定

I 学校部活動

update

◆ 学校部活動の位置づけと活動にあたって遵守すべき事項

学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その教育的意義は大きく、その設置・運営は学校の判断により行われるもの。

«概要»

- 教員の関与について、法令等に基づく業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者の確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底
- 体罰・ハラスメント防止の徹底
- 休養日：週あたり2日以上の設定（平日1日、週末1日）
- 活動時間：平日2時間程度、休業日は3時間程度（高校は4時間程度）
- 府立高校における「部活動大阪モデル」の推進
- 学校や地域の状況に応じ、地域のスポーツ・文化芸術団体等の活用により、学校部活動の地域連携を推進

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

new

◆ 地域の実情に応じた取組みの手法・留意すべき事項

各市町村におけるスポーツ・文化芸術振興の方向性や、地域に根付いたスポーツ・文化芸術の活動実態やその環境等を踏まえて、学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取組みをできるところから進めるもの。

«概要»

- 国は令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけており、府においても地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組みを重点的に行っていくために、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進
- 平日の環境整備ができるところから取り組み、休日の取組みの進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 府内大会等における地域クラブ活動等の参加機会の確保等